

第5次として男女共同参画推進プラン重点事業の実施状況および実施予定

資料1-2  
令和7年6月20日  
第1回男女共同参画推進会議・  
女性活躍推進協議会

\*重点事業  
指標への貢献度が高い、施策を構成する代表的な事業

<評価基準>  
5: 予定を上回る取組ができた。  
4: 予定どおりの取組に加え、次年度以降の改善を検討した。  
3: 予定どおりの取組ができた。  
2: 予定を下回る取組だった。  
1: 予定した取組を実施できなかった。

<目標1> すべての人が人権を尊重し、安心して暮らせるまち

施策の方向1: DVの根絶と支援体制の充実

施策①: 区民及び職務関係者に対する啓発の促進

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	
1	DV・ストーカー行為等暴力の予防と根絶に向けての普及・啓発の推進	DV、ストーカー行為等の人権を侵害する暴力の予防と根絶に向け、何が加害行為になるかなどの発信等を行い、加害者を生まないための普及・啓発を進めます。	1	男女平等推進センター	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の多様な啓発事業 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の相談先の周知・啓発 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中 ・区施設4か所にDV防止啓発展示 ・区本庁舎はじめ6か所にダブルリボンツリー展示 ・区福祉バスへのDV防止マグネットラッピング貼付 ②11月1日号「広報としま」児童虐待防止とコラボレーションした企画で掲載 ③相談周知ステッカーを区関係施設、区内医療機関、事業所等への設置 ・乳児健診ほか各イベントでカードやチラシの配布	5	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の相談先の周知・啓発 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	①「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の相談先の周知・啓発 ②「広報としま」を活用した啓発 ③相談機関の周知、カードやステッカーの配布・設置先の拡大	
2	若年層に対する暴力予防教育の強化	将来のDVや児童虐待を防止するために、近年顕在化しているデートDVについて、若年層に向けた啓発を重点的に行います。また学校における人権教育の中でもデートDVについての啓発を行います。	2	男女平等推進センター	①デートDV予防教室の実施 ②デートDV予防キャンペーンの実施	DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を図る。 ・中学生徒の成長や発達段階に応じて学年ごとのプログラムを再構成し実施予定。	デートDV予防「わたしとあなたを大切に作る教室」を実施 ・区立中学校8校 13回 984名参加 ・私立中・高校 1校 4回 869名参加	5	DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を図る。 ・中学生徒の成長や発達段階に応じて学年ごとのプログラムを実施予定。 区立中8校、私立中・高3校	DVの予防重点層へのアプローチを強化するため、デートDV予防教室の拡充実施を図る。 ・中学生徒の成長や発達段階に応じて学年ごとプログラムを実施予定。	
			3	健康推進課	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布する。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、DVに関するポスターを掲示するとともに、デートDVの記載を含むリーフレットを配布した	3	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布。	AIDS知ろう館・鬼子母神plusにて、デートDV予防資料を配布する。	
			4	長崎健康相談所	中学校での健康教育を実施する。	中学校での健康教育を実施する。	区内中学校1校にてエイズ・性感染症予防教育を実施(131人)	3	中学校での健康教育を実施する。	中学校での健康教育を実施する。	
			5	子ども若者課	各施設において、男女平等推進センター作成のDV相談カードやリーフレットにおいて、啓発している。 中高生センタージャンプでは、NPO法人青い空と協力して、デートDVなどの啓発活動を行っている。	令和5年度の活動内容を継続。 掲示での啓発や助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を行い、NPO団体と連携しながら啓発及び支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	中高生センタージャンプ両施設において、DV相談カードやリーフレットを設置や掲示。また、NPO団体と連携し助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を両施設計12回実施した。SNSでは啓発活動事業開催時のPR発信を行った。	3	令和6年度の活動内容を継続。 掲示での啓発やNPO団体の助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を実施し、連携・支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	引き続き、掲示での啓発や助産師・看護師等の来館による性教育や相談、啓発活動等を行い、NPO団体と連携しながら啓発及び支援していく。また、SNSでも定期的に発信する。	
			6	子育て支援課	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置する。	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置する。 すずらんスマイルプロジェクトとの連携 20歳未満の相談人数 10人	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カードを設置している。 すずらんスマイルプロジェクトで実施している生理用ナプキンの窓口給付 約20人 20歳未満の相談人数 19人	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カード及びリーフレット等を設置する。 すずらんスマイルプロジェクト主催の生理用ナプキンの窓口給付 20人 20歳未満の相談人数 10人	4	若年層に向けてデートDVの知識を啓発できるよう、窓口相談カード及びリーフレット等を設置する。 すずらんスマイルプロジェクト主催の生理用ナプキンの窓口給付 25人 20歳未満の相談人数 15人	相談カード、リーフレットをカウンターに設置 若年女性が集まる機会に相談カードを配布 すずらんスマイルプロジェクト主催の生理用ナプキンの窓口給付 25人 20歳未満の相談人数 15人
			7	指導課	人権教育の一環として実施する。	各中学校において、人権尊重に関する出前授業を実施する。	各中学校において、デートDVの出前授業を実施した。	各中学校において、人権尊重に関する出前授業を実施する。	3	各中学校において、人権尊重に関する出前授業を実施する。	各中学校において人権尊重に関する出前授業を実施する。
			施策ごとの評価平均値								3.7

施策②：早期相談・早期発見体制の充実						令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組					
4	女性のための相談窓口の充実	被害者自身が、DVに気づいていないことがあります。女性の悩み相談がDV被害の発見・適切な支援につながるよう、女性のための相談を進めます。	8	男女平等推進センター	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	相談員の専門研修参加実績 外部研修 4名16講座 内部開催出張研修 3名2講座	3	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。	相談員がDV被害者を発見し、適切な支援につなげられるよう、研修会や事例検討等に参加し相談技術の向上に努め、女性相談に対応する。
			9	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適宜、適切な相談窓口を案内した。 ②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内
			10	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適切な相談窓口を案内した。 ②精神科医による相談を6回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③適切な相談窓口の案内
			11	子育て支援課	研修会、講演会、事例検討等に参加し、婦人相談員のDVに対する意識を高め、DV被害者の発見、適切な助言ができるよう相談技術の向上を図る。 他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。 事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。 他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。 事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。	相談員ひとり平均3回の外部研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。 他自治体相談員だけでなく都の機関や民間支援団体と積極的に情報交換を行った。 相談員用事例別相談ツールについては完成までは至らなかった。	3	相談員ひとり3回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。 他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。 事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。	相談員ひとり2回以上の研修、講演会に参加。専門知識の習得のためOJTを3回以上開催。毎朝ミーティング、担当ごと月1回の事例検討(ケース会議)を行いケースワーク力の向上を図る。 他自治体の相談員との情報交換を積極的に行う。 相談ツールの拡大を検討する。事例別相談ツール(相談員ガイド)の作成。
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	12	区民相談課	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内した。	3	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	法律相談や人権の上相談をはじめ、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、東京ウィメンズプラザ等を案内する。
			13	男女平等推進センター	・相談窓口等の職員がDV問題への理解を深め、DVの早期発見・適切な支援につなげられるよう研修会等を実施する。 ・一般相談及び専門相談の実施	①児童相談課新設及びDV防止法改正を踏まえた「DV被害者支援対応マニュアル」作成及び東京ウィメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律月2回・こころ月3回(1回拡充)・DV月2回(1回拡充) ・【新規7月～】男性・にじいろ(LGBTQ)相談各月1回	①関係者向けDV被害者支援対応マニュアル説明会を開催し、都出張講座によるDVの基礎知識を学ぶ 8月実施 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 計1,641件 ③専門相談を拡充 ・法律月2回・こころ月3回・DV月2回 計141件 ・男性・にじいろ(LGBTQ)相談 月1回(7月開始) 計8件	3	①「DV被害者支援対応マニュアル」説明会及び東京ウィメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律月2回・こころ月3回・DV月2回/男性・にじいろ月1回	①「DV被害者支援対応マニュアル」説明会及び東京ウィメンズプラザ協働研修会の開催 ②一般相談及びDV相談の実施 月～土曜 9時～17時 ③専門相談の実施 ・法律月2回・こころ月3回・DV月2回/男性・にじいろ月1回
			14	自立支援担当課長	住まいに関する相談窓口 (1)高齢者等入居支援事業 (2)高齢者・子育て等の家賃助成 (3)都営・区営・つつし苑等の募集・相談	・相談内容に応じて対応	令和6年度(2月未現在暫定数値) (1)情報提供:34件 (2)住替え家賃助成:347件 (3)相談件数:89件	3	・相談内容に応じて対応	・相談内容に応じて対応
			15	高齢者福祉課	高齢者福祉課窓口、高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、潜在的なDVに注意しながら対応し、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。 外国人籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応について研修受講をすすめて適切に対応していく。	・高齢者福祉課と高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、65歳未満においては潜在的なDVに注意しながらの対応を行い、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。高齢者については高齢者虐待防止法に基づく対応を課およびセンター連携のもと継続する。 ・外国人籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応についてはタイミングで研修受講を推奨。	・高齢者福祉課および高齢者総合相談センターが連動しながら、各種相談の際に潜在的なDVに注意しながら対応しているが、65歳以上の対応は「高齢者虐待防止法」に準じており相談件数は急増している。DV対応する事例はほぼなかった。必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行うことができるように、職員は専門機関でのDV研修受講し、OJT等を行っている。 ・外国人籍や多様な性自認・性的指向に起因する相談対応はなかった。	3	・今年度も引き続き高齢者福祉課と高齢者総合相談センターでの各種相談の際に、65歳未満においては潜在的なDVに注意しながらの対応を行い、必要に応じて専門的な相談機関の紹介を行う。高齢者については高齢者虐待防止法に基づく対応を高齢者福祉課およびセンター連携のもと継続する。 ・外国人籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応についてはタイミングで研修受講を推奨。	1. DV等の相談対応 ①潜在的なDVに注意しながら高齢者虐待防止法に基づいた対応 ②必要に応じて専門的な相談機関の紹介・伴走支援 2. 外国人籍や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応 ①研修受講等によるスキルアップ ②適切に支援できるセンターの体制構築(各包括にて地域ケア個別会議1回以上)
16	障害福祉課	相談を受ける中で、どのようなことが暴力にあたるのかを伝えながら、安心して相談できる場として認識してもらえるよう対応していく。	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止関連の研修を年2回以上行う。 ・基幹相談支援センターの機能強化として、障害のある女性の権利擁護やDV防止を意識した相談支援体制を整備していく。また、潜在的なDVや虐待のリスクを発見するため、担当職員のケアマネジメントスキルを高める研修を行う。	・総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を見逃さず、適切な支援につなぐためのOJTを3月に1回実施した。 ・相談支援事業者等に対し、障害者の権利擁護に関する研修を11月に実施するとともに、9月に他部署に出向き、虐待防止を目的とした研修を実施した。 ・配偶者から虐待を受けたとして通報があった事業については、本人の支援を通じた関係機関や世帯全体に対する多くの支援機関と連携を取りながら必要な支援を継続している。また、職員及び計画相談員のスキル向上を目的とした研修を12月に実施した。	3	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止関連の研修を年2回以上行う。 ・基幹相談支援センターの機能強化として、障害のある女性の権利擁護やDV防止を意識した相談支援体制を整備していく。また、潜在的なDVや虐待のリスクを発見するため、担当職員のケアマネジメントスキルを高める研修を行う。	・基幹相談支援センターとして、総合相談、専門相談または事業所相談を受ける場合、DVや虐待を意識し対応できるようOJTを年1回以上行い、相談スキルを高める。 ・相談支援事業者等の人材育成を目的に、障害者の権利擁護やDV防止関連の研修を年2回以上行う。 ・基幹相談支援センターの機能強化として、障害のある女性の権利擁護やDV防止を意識した相談支援体制を整備していく。また、潜在的なDVや虐待のリスクを発見するため、担当職員のケアマネジメントスキルを高める研修を行う。			

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
5	相談窓口の機能強化	相談を受けた際にDVを見逃さず、適切な支援につなげられるよう、DVの潜在に注意し対応します。また、外国籍の方や多様な性自認・性的指向の方々への相談対応を進めます。	17	子ども若者課	問題が重篤化する前に相談に繋がることのできるよう予防的支援として、広報活動や、啓発活動を行っている。どのような相談にも応じるため、相談者の多様性についても普段と変わらず対応し、傾聴により相談者のいくつもの課題から一番重要な課題を把握し、その解決に向けて全力で支援を行っている。	例年の周知の他、若者の居場所を掲載したMAP作成や、LINEでの情報発信を行い重篤化予防を強化していく。	○居場所MAPを作成しHPIに掲載した。○10月よりLINEによる情報発信を開始した。アソシの周知だけでなく、女性相談の窓口、男性相談の窓口、ジェンダー相談の窓口、誰でも食堂についてなどあらゆる相談窓口、居場所の情報発信した。	3	○区民ひろば所長会、事務局長会でアンケートを配布。ひろばでの子どもへ向けての周知活動に賛同いただけた場合、子ども若者支援ワーカーによるアウトリーチとしてひろば訪問をする予定 ○子ども食堂へのアウトリーチ。担当制をとり、まずは2～3か所の子ども食堂へ定期的に訪問、支援者への周知と同時に子どもたちとの関係を築く。 ○通信/定時制/私立高等学校の教師に向けてのアソシ周知。学校にアソシカードを設置させてもらう。	広報等の周知に加え、子ども若者の利用が多い公式LINEでの予約、情報発信により、相談へのハードルを下げて相談しやすい環境を作る。 引き続き傾聴の姿勢を重視し、相談者と共に課題を整理、支援を行っていく。
			18	子育て支援課	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。その後自立に向けた継続的な支援につなげていく。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。その後自立に向けた継続的な支援につなげていく。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で定期的な研鑽の機会を設ける。	○女性相談件数 3,212件 ○母子父子相談件数 7,624件 ○家庭相談件数 74件 ○外国人相談(来庁) 120件	3	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で定期的な研鑽の機会を設ける。	妊娠・結婚・夫の暴力・離婚等で悩んでいる女性を対象に、必要な相談・助言・保護及び関係機関の紹介について、母子・父子自立支援員、女性相談支援員、家庭相談員が相談を実施する。また、外国人のDV相談では、離婚、親権など国の違いによる様々な問題を解決できるよう支援する。さらに多様な性自認・性的指向の方々への理解について相談員の中で研鑽を行う。
7	子どもの虐待防止のための取組みの推進	「要保護児童等対策協議会」を開催し、子どもの虐待防止に関する関係機関相互の連携の強化を図ります。また、区立児童相談所を開設し、子どもの虐待の相談・通告を受け、虐待の未然防止・早期発見及び被虐待児童の救済を行います。	19	子ども家庭支援センター	○「豊島区要保護児童等対策地域協議会」の運営 ・児童虐待通告の受理 ・関係機関とのネットワークの構築 ・問題解決に向けての支援 ・虐待防止のための調査・研究、普及・啓発 ・児童家庭体験発表会開催	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 代表者会議2回(R6.6とR7.1) ○実務者会議4回(R6.7、9、12、R7.2) ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議(12回) ○ネットワーク研修2回(R6.6/25、R7.1、16) ○ネットワーク研修強化 ケース対応(36世帯、66人) 出張講座(16回)、区民講演会1回 ○児童虐待防止街頭キャンペーン 11/8目白駅前にてダブルリボン配布、11/31 オレンジリボンたすきリレー ○子どもの相談カードの配布とキャラクター(なやみ、すいとり)の周知	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 代表者会議2回(R6.6、6/6、R7.1/16) ○実務者会議4回(R6.7/18、9/19、12/5、R7.2/20) ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議(12回) ○ネットワーク研修2回(R6.6/25、R7.1、16) ○ヤングケアラー支援体制強化 ケース対応(36世帯、66人) 出張講座(16回)、区民講演会1回 ○児童虐待防止街頭キャンペーン 11/8目白駅前にてダブルリボン配布、11/31 オレンジリボンたすきリレー ○子どもの相談カードの配布とキャラクター(なやみ、すいとり)の周知 相談カードを公立小中学生全児童に12,056枚配布	5	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 代表者会議2回(R6.5とR7.1) ○実務者会議4回(R6.7、9、12、R7.2) ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議(12回) ○ネットワーク研修2回 ○ヤングケアラー支援体制強化(ケース対応、普及啓発の啓発・アウトリーチ活動を継続実施) ○児童虐待防止街頭キャンペーン(R7.11) ○子どもの相談カードの配布とキャラクター(なやみ、すいとり)の周知による相談窓口の周知	○児童虐待や養育困難家庭の相談通告の受理 代表者会議2回 ○実務者会議4回 ○ネットワーク会議12回 ○三機関連携会議12回 ○ネットワーク研修2回 ○ヤングケアラー支援体制強化 ○児童虐待防止街頭キャンペーンにてダブルリボンを配布 ○子どもの相談カードの配布
施策ごとの評価平均値								3.2		

施策④:被害者の自立支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定	
10	DV被害者に対する相談の充実	DV被害者の自尊心が回復し、自分のために意思決定ができる力を取り戻せるよう、中長期の精神的サポートを進めます。	20	男女平等推進センター	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	・区民向けこころ相談連携講座の実施2回開催 計22名参加 ・こころ相談件数 57件 ・他機関紹介・連携件数 44件	3	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	DV相談を実施するとともに、必要に応じて、カウンセラーによるDV専門相談や、臨床心理士によるこころ相談へつなげるとともに、保健所等が実施する相談窓口を適宜案内し、精神的サポートを進める。	
			21	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適宜、適切な相談窓口を案内した。②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	
			22	長崎健康相談所	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	随時、電話・面接相談実施した。	3	随時、電話・面接相談実施。	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内
			23	子育て支援課	DV被害者の寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む、安心して生活することができるための支援を考える。	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化と係内共有(必須)を行う。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む。長期的な視野でライフスタイルに合わせて安定した自立生活ができるための支援を提案していく。	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化を行っている。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む、安心して生活することができるため、自立に向けた寄り添い支援を行った。	4	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化と係内共有(必須)を行う。アセスメントシートの浸透を心がける。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む。長期的な視野でライフスタイルに合わせて安定した自立生活ができるための支援策として、自立支援プログラムを適宜活用し、被害者の意向も取り込んでいく。 令和7年度自立支援プログラム策定件数15件	DV被害者に対してアセスメントシートを活用した緊急、危険度の標準化と係内共有(必須)を行う。アセスメントシートの浸透を心がける。加害者からの避難後も被害者に寄り添い、様々な課題に対する解決に取り組む。長期的な視野でライフスタイルに合わせて安定した自立生活ができるための支援策として、自立支援プログラムを適宜活用し、被害者の意向も取り込んでいく。 令和8年度自立支援プログラム策定件数20件	
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらしごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	25	自立支援担当課長	住宅確保を希望される方への入居支援	・相談内容に応じて対応	入居相談について、本人から被害者である旨の申告があった相談件数:5件	3	・相談内容に応じて対応	・相談内容に応じて対応	
			26	自立支援担当課長	対象者の属性によって所管課が対応する一方、くらしごと相談支援センターにおいては、生活困窮者自立支援制度の所管内において、制度の狭間に陥った方に対し関係機関と連携して、生活支援や就労支援、社会参加支援を実施する。	・相談・支援業務を担う他部署、他機関とそれぞれの業務についての理解を深め、必要に応じて協働・連携ができるような関係づくりを行い、相談者にとってより安心できる相談体制を築いていく。 ・他相談支援機関への事業説明件数:16件	・教育相談・就学相談・巡回相談に関する事業の周知(15件)及び情報交換会の開催(4件)計19件	3	・相談・支援業務を担う他部署、他機関とそれぞれの業務についての理解を深め、必要に応じて協働・連携ができるような関係づくりを行い、相談者にとってより安心できる相談体制を築いていく。 ・他相談支援機関への事業説明件数:24件	・令和8年度の教育相談室の移転計画に伴い、移転後も円滑に質の高い相談業務が継続できるよう検討・協議を進めていく。	

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
11	被害者の生活再建支援	被害者が、安全で安心して生活再建ができるよう、シェルターやステップハウスの利用について民間団体等と連携するとともに様々な観点から必要な自立支援を行います。また、くらしごと相談支援センター等と連携した多様な学習機会を提供し、社会参加を支援します。	27	生活福祉課	母子生活支援施設での保護を実施する。また、児童関係の手当の申請援助や法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	個々の課題に応じて関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。また、今年度の課研修計画の中に支援に関する研修を盛り込みCW、SVの対応力の向上を図る。	個々の課題に応じて関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行った。DV・虐待被害者の対応マニュアルをもとに、新任研修「ケースワーカーの実務」においてDV・虐待被害者への基本的な対応について学習した。	3	個々の課題に応じて関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。また、新任研修においてDV・虐待被害者の基本的な対応を学ぶとともにOJTで被害者に対する支援についての理解を深める。目標値は、新任研修における受講率80%以上とする	個々の課題に応じて、関係機関と連携を図りながら母子生活施設等の利用や児童関係手当等の申請、法テラスなど相談窓口の案内等の支援を行う。合わせて、OJTなどを実施し、職員の対応力の向上を図る。外部講師による研修の実施(令和7年度～8年度)
			28	西部生活福祉課	母子生活支援施設利用や児童関係手当等の申請アドバイスをする。また、法律問題の解決を図るため法テラスを案内するなど必要な支援を行う。	区内関係機関を中心に連携を行い、金銭的に困窮している世帯の保護※を行う。※保護の中で必要な指導やアドバイスが行われる。	金銭的に困窮している世帯の保護を行う中で、関係機関と連携を図りながら、母子生活支援施設利用や児童関係手当・奨学金貸付等の案内やアドバイスを実施した。6世帯10人が母子生活支援施設で保護開始となった。	3	区内関係機関を中心とした連携及び法テラスの案内等により、金銭的に困窮している世帯の保護を通じて必要な指導やアドバイス等の支援を行う。事務研究会や新任研修により支援方法や相談先の案内等職員の対応力向上を図る。	区内関係機関を中心とした連携及び法テラスの案内等により、金銭的に困窮している世帯の保護を通じて必要な指導やアドバイス等の支援を行う。事務研究会や新任研修により支援方法や相談先の案内等職員の対応力向上を図る。
			29	子育て支援課	被害者の生活再建に向け、シェルター、ステップハウス等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。	被害者の安全を確保した後、生活再建に向け、シェルター、母子生活支援施設等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。 ODVによる保護件数:15件(子どもを含む)	ODV相談:293件 ODVによる保護件数:22件(子どもを含む)	3	被害者の安全を確保した後、生活再建に向け、シェルター、母子生活支援施設等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。 ODVによる保護件数:15件(子どもを含む)	被害者の安全を確保した後、生活再建に向け、シェルター、母子生活支援施設等を利用し施設等の協力を得ながら、精神的ケア、就労、自立までの長期的な支援を実施する。
12	被害者の子どもへの支援	被害者の子どもの保育・教育等に関する支援、情報の適正な管理等を関係機関が連携して行います。	30	子ども若者課	DV被害者の子どもに関する相談等を受けたり、他課から連絡があった際、関係課と連携して対応する。	「アシスとおはなし」での被害報告が増加している。通告のタイミング等について、児童相談所と認識を合わせる。通告したごうまく子どもにつながらないということがないよう注意する。	子どもとの信頼関係を壊さないよう注意しつつ、児童相談所通告に際しては極力詳細な伝達ができるよう、子どもからの情報の聞き取りを行った。	3	引き続き慎重な相談対応をするとともに、児童相談所職員としっかりと連携をとる。また普段の何気ないやりとりから、子どもの軽微な変化を察知できるようアンテナを張り相談対応する。	DV被害者の子どもに関する相談、面前DV等が疑われる場合の連携方法の再確認を行い、スムーズに早期対応ができるようになる。
			31	子育て支援課	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。民間団体との協力連携を行い支援を広く、できるだけ多くの選択肢を用意できるように情報収集をし経験を蓄積していく。相談員で片寄りが無いよう、情報・経験の蓄積ツールとして相談員ガイドブック(仮称)を作成する。	○関係機関連携件数 のべ588件 ○配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行 45件	4	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。民間団体との協力連携を行い支援を広く、できるだけ多くの選択肢を用意できるように情報収集をし経験を蓄積していく。 ○関係機関連携件数 のべ600件 ○配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行 52件	女性相談支援員が支援のコーディネートをし、自立に必要なパイプ役となって、寄り添った支援を実施する。他課、民間団体との協力連携を行い支援を広く、できるだけ多くの選択肢を用意できるように情報収集をし経験を蓄積していく。 ○関係機関連携件数 のべ610件 ○配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行 52件
			32	保育課	○窓口や園から被害者の子どもに関する相談等を受けた際、関係課と連携して対応する。 ○保育園入園選考 ○被害者の安全確保のため、子どもの入所が必要と判断される場合は特別な支援を要する世帯と位置づけ、入所指数を加点する。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応した。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行っている。	3	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。	○入園相談や保育園において被害者からの相談やその他の情報提供があった場合には、必要に応じて随時関係課と連携しながら対応する。 ○特別な支援を要する世帯への入所指数の加点を引き続き行う。
			33	学務課	就学手続き等において関係各課と連携する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)を確認し、必要に応じて関係各課と情報共有し、連携して支援する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)により、必要に応じて各関係各課と情報共有し、連携して支援している。 ①DV被害者の転入学:4件 ②DV被害による区内転居への転校相談:0件 ③DV被害による他区への転校相談:9件 ④DV被害による転入者の就学援助認定:3件	3	子ども達が安全に安心して就学できるよう、転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)に応じて、関係各課と情報共有し、連携して支援する。	転居・転入・転出した子どもの状況(DV避難・虐待等)を確認し、必要に応じて関係各課と情報共有し、連携して支援する。
			34	放課後対策課	必要に応じて、優先的に学童クラブ利用の受入を実施。子ども家庭支援センター・児童相談所・学校・女性相談グループ・男女平等推進センター等の関係機関と連携しながら子どもの人権を守り、健やかな成長を支援していく。	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。	数は少ないものの、関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的な受け入れを行った。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて、子どもスキップ、学校、関係機関と情報共有を行い、対応した。	3	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。	関係機関との連携により、学童クラブの利用が必要な世帯に対し、優先的に受入を実施する。また、学童クラブ利用児童について、必要に応じて関係機関と情報共有をしながら、対応する。
			35	指導課	関係各課と連携する。	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。	要対協において情報を共有し、適切な支援につなげた。	3	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。	要対協等を通じて指導課と関係各課で情報を共有し具体的な支援策を検討する。
施策ごとの評価平均値								3.1		

施策の方向2:性と生に関する健康支援										
施策⑥:プロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発と支援										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
18	性に関する正しい知識の取得とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発	性に関する正しい知識を提供し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発に努めるとともに、健康の観点からのライフプラン形成を支援します。	36	男女平等推進センター	○エポック10フェスタ等のイベントにおいて、健康や生きがいについての啓発活動を行っている団体の講座支援を行う ○保護者や支援者等を対象に、性教育や健康をテーマにした主催事業を実施する	○エポック10フェスタ2024にて、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ・「化学物質は世代を超える」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ・「食べる喜びを支え続けることの意味」企画団体:ぐるーぶGSC ・「助産師と話そう！我が子の性教育について」企画団体:豊島区助産師会 ○若年女性支援の「すずらんスマイルプロジェクト」の周知をする ○窓口での生理用品の無料配布の実施	○エポック10フェスタ2024にて、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ・「化学物質は世代を超える」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ・「食べる喜びを支え続けることの意味」企画団体:ぐるーぶGSC ・「助産師と話そう！我が子の性教育について」企画団体:豊島区助産師会 ○若年女性支援の「すずらんスマイルプロジェクト」の周知。 ・イベントへの出展や各種キャンペーンへの参加による周知の実施(8回) ・医師会、歯科医師会のクリニック及び薬剤師会加盟の薬局でのリーフレットの配架 ○窓口での生理用品の無料配布の実施	3	○エポック10フェスタ2025にて、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ・「助産師が伝える およこの性教育」企画団体:豊島区助産師会 ・「かん医療を活用し自分らしく暮らす～がん看護専門看護師をご存知ですか?～」企画団体:ぐるーぶGSC ・「カネミ油症問題のいま」企画団体:カネミ油症関東連絡会 ・「母と子の絆～へその緒は語る～」企画団体:豊島・健康と環境を守る連絡会 ○若年女性支援の「すずらんスマイルプロジェクト」の周知をする。 ○窓口での生理用品の無料配布の実施	○エポック10フェスタを毎年開催し、健康や生きがいについて啓発活動を行っている団体の講座を支援する。 ○保護者や支援者等を対象に、性教育や健康をテーマにした主催事業を実施する。
			37	健康推進課	○エイズ等予防教育の実施:区内中学校へ健康教育の実施 ○世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	○区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 210人 ○5月女性の健康、12月エイズをテーマに中央図書館で展示を行った ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供を行った(通年)	○区内2か所の中学校において、エイズ予防教育を実施 210人 ○5月女性の健康、12月エイズをテーマに中央図書館で展示を行った ○鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供を行った(通年)	3	①区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 ②5月女性の健康、12月世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ③鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供	①区内中学校等にてエイズ等予防健康教育を実施 ②女性の健康や世界エイズデーにあわせて中央図書館での展示 ③鬼子母神plusにて女性の生涯を通じた健康に関する情報提供
			38	長崎健康相談所	小中学校での健康教育を実施する	中学校での健康教育を実施する。	①電話や面接にて随時の相談を実施している。 ②精神科医による相談を6回実施した。 ③各種講演会等で配布を行った。	3	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布	中学校での健康教育を実施する。
			39	子ども若者課	○不健全図書類自動販売機設置状況調査(地区青少年育成委員会にそれぞれの地区の不健全図書類の自動販売機について設置状況調査を依頼。結果に基づき行政が現地を確認し、東京都に報告) ○ふぉーてぃー(都エイズ対策事業)と協力し、中高生センター利用者に対しての意識啓発を行う。	○引き続き東京都の協力員として環境浄化活動を実施することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めていく。 ○令和5年度同様、東京都エイズ対策事業ふぉーてぃーによる来館啓発事業を両施設計4回実施。	○不健全図書類自動販売機設置状況調査について地区青少年育成委員会に依頼していたが、現在では区内の設置はないため調査は行っていない。東京都から委嘱を受け協力員として書店、コンビニエンスストア、ビデオソフト店などにおいて区分して陳列されているか等の調査を行い結果を都に報告している。 ○中高生センター利用者に対して東京都エイズ多作事業ふぉーてぃーによる来館啓発事業を両施設計6回実施した。	○引き続き東京都の協力員として環境浄化活動を実施することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めていく。 ○引き続き、東京都エイズ対策事業ふぉーてぃーによる来館啓発事業を両施設計4回以上実施し、中高生センターの利用者の意識を高めていく。	3	○不健全図書等に関する調査はないが、引き続き東京都からの委嘱を受け環境浄化活動を実施していく。 ○両施設計4回以上の来館による啓発活動を通じ中高生の意識啓発及び相談できる関係づくりを目指し、支援をしていく。新体制ふぉーてぃーと調整し、従来の活動内容を維持できるよう協議する。
			40	指導課	学校における性教育を推進する	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施した。	3	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。	・「生命の安全教育」を全小・中学校で実施する。
施策ごとの評価平均値								3.0		

施策⑦:生涯を通じた健康づくりの推進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
23	心身の健康の推進	心身の健康の問題への対応や、相談窓口の周知に取り組みます。	41	区民相談課	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内した。	3	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。	相談内容に応じ、保健所や東京ウィメンズプラザを案内する。
			42	高齢者福祉課	高齢者総合相談センターにおいて、介護サービスの利用をはじめ各種相談に応じ、初期的対応をはじめ、専門的な相談機関への紹介を行う。	・今後は、周知不足の地域、関係団体等に対し、出張相談・講座を行うなど、多世代・男性などに届く取組を、各高齢者総合相談センターの実情に合わせて実施していく。 ・リハビリ職・管理栄養士等の専門職との同行訪問を行い、心身機能低下のタイミングを捉え、早期に関わることで重度化防止を図る。地域ケア会議の活用により多職種の視点を取り入れる。	・高齢者総合相談センターでは来所・電話・訪問対応の他、区民ひろばにて出張相談を実施した。しかし区民ひろば来所者は固定化されてきているため、多世代・男性等新たな対象者に周知すべくマンションや高齢者施設、金融機関等でも出張相談・講座を合計266回実施した。 ・初期対応力を強化し、適切な心身・環境等のアセスメントに基づいた支援を行うため、総合事業等を活用したリハビリ職・管理栄養士等の同行訪問を実施した。	3	・今後も引き続き、周知不足の地域・関係団体等に対し、地域行事への参加やツールの作成、アウトリーチ活動等により、男性や多世代などに届く取組を、各高齢者総合相談センターの実情に合わせて実施していく。 ・リハビリ職・管理栄養士等の専門職との同行訪問を行い、心身機能低下のタイミングを捉え、早期に関わることで重度化防止を図る。地域ケア会議の活用により多職種の視点を取り入れる。	1. 高齢者と多世代へのセンター周知(センター周知度60%) (令和6～8年度実施予定) 2. 総合事業や地域資源等を効果的に活用した初期相談体制の構築 3. 多職種・多様な視点を活用した自立支援地域ケア会議の開催(年20回)
			43	健康推進課	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	①電話や面接にて随時の相談を実施。 ②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回実施した。 ③健診の通知への同封をはじめ、各種講演会等での配布、医療機関や学校関係への配布をおこなった。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談の実施 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」の配布
			44	長崎健康相談所	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布	①③電話や面接にて随時の相談を実施し、適切な相談窓口を案内した。 ②精神科医による相談を6回実施した。	3	①随時の健康相談の実施 ②精神保健福祉相談を実施 ③適切な相談窓口を案内	①随時の健康相談 ②精神保健福祉相談 ③パンフレット「メンタルヘルスケア相談窓口」等の配布
施策ごとの評価平均値								3.0		

施策の方向3:多様性の尊重と安心して暮らせる環境の整備										
施策⑧:メディア・リテラシーの向上										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
25	人権尊重のためのメディア・リテラシーの概念の普及と育成	インターネットやスマートフォンの普及による、メディア上の性暴力等の青少年に対する有害情報、犯罪やトラブルなどから子どもを守るために、家庭、地域、学校、市民団体・NPO等と連携した取組みを進めていきます。また、子ども自身がメディアを主体的に読み解く能力が身につくようメディア・リテラシーの概念の普及と育成のための啓発を進めます。	45	男女平等推進センター	メディア・リテラシー養成講座を開催する。 また、「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知していく。	○メディア・リテラシーに関する区民向け講座実施の検討 ○区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知する。	○10月に「弁護士先生にまなぶメディアリテラシー入門」講座を実施(3回連続講座、延べ39名参加) ○区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開、周知。 ○区民企画運営会議にて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」について周知。	3	○メディア・リテラシーに関する区民向け講座実施の検討 ○区ホームページにて「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を公開し、周知する。	○メディア・リテラシー養成講座を開催する。 ○「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」を適宜見直し、周知をしていく。
			46	指導課	学校における情報教育の推進(学習指導要領及び平成22年10月文部科学省発行の「教育の情報化に関する手引きについて」に基づき、各学校で情報教育の全体計画を作成、情報教育について指導の充実を図る)	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を各学校で設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。 ・ICTの活用と情報モラルに先進的に取り組んでいる学校の取り組みを全校に周知する。	・各校においてSNS学校ルールを定めるとともに、家庭ルールの策定を保護者会等で啓発した。 ・日常的に各校で情報モラルについての指導を行った。	4	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。 ・ICTの活用と情報モラルに先進的に取り組んでいる学校の取り組みを全校に周知する。	・各小・中学校においてインターネットやスマートフォンの利用に際して注意すべき事項について親子で学ぶ機会を設定する。 ・学校ルール、家庭ルールに基づく適切な利用について日常的な指導を行う。 ・ICTの活用と情報モラルに先進的に取り組んでいる学校の取り組みを全校に周知する。(令和7～8年度実施予定)
施策ごとの評価平均値								3.5		

施策⑩:生活上の様々な困難を抱える人々への対応										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
30	働きづらさ、生きにくさを感じている人々への支援	様々な人間関係のトラブルや心身の不調、悩みを抱え、働きづらさや生きにくさを感じている人々への積極的な支援に取り組みます。	47	広報課	外国人のためのインフォメーション	区民提案制度「外国人支援体制の強化」が本格的に実施されるため、各課に新規作成や情報更新が必要なページの確認を行い、修正箇所を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。	4月に主管課へ情報更新依頼を行い広報課にて情報の整理、8月頃に翻訳を委託し、10月にページの更新委託を行った。	4	各課に情報更新・新規作成が必要なページの確認、日本語ページの表記自体が難しい表記になっていないかの確認をしてもらい、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。	各課に情報更新・新規作成が必要なページの確認、日本語ページの表記自体が難しい表記になっていないかの確認をしてもらい、修正箇所の情報を集約。その後、翻訳会社と共に中国語・英語・韓国語へと翻訳を行う。
			48	区民相談課	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらしごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、多文化共生センター、男女平等推進センター、子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらしごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、多文化共生センター、男女平等推進センター、子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらしごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内した。	3	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、多文化共生センター、男女平等推進センター、子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらしごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。	外国籍等区民も含め、相談内容に応じ、男女平等推進センターや子ども家庭・女性相談係、池袋保健所・長崎健康相談所、くらしごと相談支援センター、東京ウィメンズプラザ等を案内する。
			49	男女平等推進センター	悩みを抱え生きにくさ等を感じている人を支援するため、一般相談及び専門相談(法律・DV)を実施する。	・女性のための一般相談及び専門相談(法律月2回・こころ月3回・DV月2回)の実施 ・LGBTQの方及び男性の方向けの専門相談ダイヤルの実施(令和6年7月から各月1回予定)	・一般相談、専門相談件数 合計1,782件 ・専門相談を拡充 法律月2回・こころ月3回・DV月2回 ・男性・にじいろ(LGBTQ)相談 各月1回 計8件(再掲)	3	・女性のための一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 ・LGBTQの方及び男性の方向けの専門相談ダイヤルの実施	・女性のための一般相談及び専門相談(法律・こころ・DV)の実施 ・LGBTQの方及び男性の方向けの専門相談ダイヤルの実施
			50	自立支援担当課長	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。	生きづらさを抱える方々に対し、少しでも負担が軽減され社会とのつながりや雇用機会を得るために、気付きや就労基礎能力を養う場を設け、1人ひとりの課題に応じたオーダーメイドの支援プランを提供し、寄り添い支援を実施する。相談実績目標:2,000件。	ひきこもり相談窓口の相談実績 延べ相談件数:3,279件	3	生きづらさを抱える方々に対し、社会とのつながりの機会などを提供し、当事者に寄り添った継続的な支援を実施する。また、普及啓発や相談窓口の周知を図る。相談実績目標(延べ):3,000件。	生きづらさを抱える方々に対し、社会とのつながりの機会などを提供し、当事者に寄り添った継続的な支援を実施する。また、普及啓発や相談窓口の周知を図る。相談実績目標(延べ):3,000件。
			51	健康推進課	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施	①電話や面接にて随時の相談を実施している。 ②精神科医による相談を12回、精神保健福祉士による相談を12回、医師などによる健康相談を12回実施した	3	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談(年24回)、健康相談(年12回)、女性の健康相談(年10回)を実施	①随時相談を実施 ②精神保健福祉相談、健康相談を実施
			52	長崎健康相談所	電話・面接等相談	随時、電話・面接相談実施。	随時、電話・面接相談実施した。	3	随時、電話・面接相談実施。	随時、電話・面接相談実施。
			53	子ども若者課	困難や課題を抱えた子どもや若者からの相談に応じ、一人ひとりに合わせた支援計画を作成するまでのプロセスを大切に、本人のペースで「自分で選択する」経験を少しずつ増やしていく支援を行っている。また、人に頼れる力、支援を受けられる力が必要と考え広報・啓発活動を強化している。	支援計画について適宜見直しを行うことで、相談者のその時々に応じた提案、選択肢を提供できるように支援をしていく。	アシスとおはなしではメールのみの対応となるため、またトークルームの入退室が自由にできるため、支援計画を作成する段階までいかない子どもが多い。 メール相談については最初から答えやアドバイスを伝えるのではなく、本人がどうしたいかを重視して対応した。	3	短期で結終する子ども若者が多いため支援計画を作成することを重視するのではなく、その場その場でエンプワメントを引き出すことを意識し相談対応する。	支援計画の適宜見直しを行うことで、相談者のその時々に応じた提案、選択肢を提供できるように支援をしていく。
			54	子育て支援課	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。若年女性の妊娠に関する相談を実施する。	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。障害のある女性の就労は、ハローワークの障害者相談の窓口の同行を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をNPO団体と連携しながら実施する。若年妊婦の相談人数 20人	○就労に関する相談件数 914件 ○若年妊婦の相談人数(10代)2人 (20代)19人	3	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をキャッチ力のあるNPO団体と連携しながら実施する。若年妊婦の相談人数 20人	福祉総務課、障害者福祉課、高齢者福祉課と連携し、相談を実施する。特に、若年女性の妊娠に関する相談をキャッチ力のあるNPO団体と連携しながら実施する。若年妊婦の相談人数 20人
施策ごとの評価平均値								3.1		

施策⑪:多様な性自認・性的指向に対する理解促進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
32	多様な性自認・性的指向の人々への理解の促進	多様な性自認・性的指向の方々への差別や偏見の解消を目指して、子どもから高齢者まであらゆる世代の区民や教職員及び企業等に対する啓発活動に取り組みます。	55	総務課	広報としまによる人権問題に関する啓発	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	3	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。	東京法務局等が実施する「電話相談強化週間」のお知らせについての記事の掲載を年に2回実施。また、人権週間(12月4日～10日)にちなみ、広報としま特集号(12月1日発行)に、区内小中学校が行った人権啓発に関する取り組みの紹介や、人権課題についての記事を掲載し、人権問題に関する啓発を実施。
			56	男女平等推進センター	広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。	○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 ・エポック10 パネル展示(4月～5月) ・鬼子母神Plus パネル展示(5月) ・人権週間 パネル展示(12月) ○としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 ○多様な性自認・性的指向に関する講演会や映画上映会などの啓発事業を実施し、さらなる理解促進を進める。	○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 ・エポック10 パネル展示(4月～5月) ・鬼子母神Plus パネル展示(5月) ・人権週間 パネル展示(12月) ○としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。(申し込みがなかったため、開催実績なし) ○3月6日に「トランスジェンダーの生徒・学生」の困りごとを減らすには講座を実施(14名参加)	3	○多様な性自認・性的指向の人々への理解促進のため、パネル展示等の啓発活動を実施する。 ・エポック10 パネル展示(4月～5月) ・鬼子母神Plus パネル展示(5月) ・人権週間 パネル展示(12月) ○としま出前講座を実施し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するための啓発を行う。 ○多様な性自認・性的指向に関する講演会や映画上映会などの啓発事業を実施し、さらなる理解促進を進める。	○広く区民や教職員及び企業等に対し、多様な性自認・性的指向の人々への理解を促進するため、啓発事業を実施する。
施策ごとの評価平均値								3.0		

<目標2>あらゆる分野で女性が輝けるまち  
 施策の方向4:働く場における男女平等の推進  
 施策⑫:雇用機会の拡大、就職及び再就職への支援

事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
34	女性の起業に関する支援	関係機関と連携し、起業相談や起業塾を実施することで女性の起業をサポートします。また、起業に必要な経済支援のため、融資をあっせんし、信用保証料や利子補給を行うとともに、女性起業家交流会や相談会を通じて、地域の起業家ネットワークを構築します。	57	産業振興課	①としまビジネスサポートセンターにおいて起業相談実施 ②ビジネスセミナーや勉強会の開催 ③女性のための交流会及び起業塾の実施 ④起業融資のあっせん、利子補給 ⑤日本政策金融公庫新創業融資制度の利子補給 ⑥融資申込時の信用保証料補助	○ビジネスサポートセンター女性起業相談:80名 ○ビジネスセミナーの開催:計4回、92名 ○北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催:33名 ○女性のための起業塾(8月～12月):31名 ○第1回・第2回ビジサポ勉強会の開催 ○【継続】女性のための起業塾(～12月) ○ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供	○ビジネスサポートセンター女性起業相談:80名 ○ビジネスセミナーの開催:計4回、92名 ○北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催:33名 ○女性のための起業塾(8月～11月):31名 ○ビジサポ勉強会の開催:計1回、79名 ○としまMONOづくりメッセチャレンジ出展:計4名 ※ISPチャレンジ出店が開催できなかったため、メッセに第10期起業塾卒業生を対象とした	3	○ビジネスサポートセンター女性起業相談 ○ビジサポセミナーの開催 ○北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催 ○女性のための起業塾(8月～12月) ○第1回・第2回ビジサポ勉強会の開催 ○【継続】女性のための起業塾(～12月) ○ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供	○ビジネスサポートセンター女性起業相談 ○ビジサポセミナーの開催 ○北区荒川区合同の女性起業家交流会の開催 ○女性のための起業塾(8月～12月) ○第1回・第2回ビジサポ勉強会の開催 ○【継続】女性のための起業塾(～12月) ○ISPチャレンジ出店 ※女性起業家を対象としてテストマーケティングの場を提供
35	女性の就労に関する支援	関係機関と共に、就職や再就職に必要なスキルを身につける講座等を開催します。	58	男女平等推進センター	就職、再就職、自己実現を支援するための講座を開催する。	子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 ○6月14日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋 24名参加) ○7月8日～26日「女性デジタルカレッジ(基礎及び応用コース)」(共催:東京都 9名参加) ○8月27日、12月3日「女性しごと応援キャラバン」池袋(共催:公益財団法人東京しごと財団 延べ116名参加) ○9月18日「自分らしくはたらく」を考える子育てと仕事の両立について考えるセミナー」(共催:パーソルテンプスタッフ株式会社 6名参加) ○10月29日「女性応援ジョブフェア～家庭と両立できる企業と出会う!～in池袋」(共催:公益財団法人東京しごと財団 73名参加)	子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 ○6月14日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋) ○7月3日「女性応援ジョブフェア」(共催:公益財団法人東京しごと財団) ○8月14日「女性しごと応援キャラバン」(共催:公益財団法人東京しごと財団) ○9月1日～19日「女性デジタルカレッジ事業(基礎・応用コース)」(共催:東京都)	3	子育て中の女性の就職・再就職を支援するセミナーを共催事業として開催する。 ○6月27日「子育て中の再就職応援セミナー」(共催:ハローワーク池袋) ○7月3日「女性応援ジョブフェア」(共催:公益財団法人東京しごと財団) ○8月14日「女性しごと応援キャラバン」(共催:公益財団法人東京しごと財団) ○9月1日～19日「女性デジタルカレッジ事業(基礎・応用コース)」(共催:東京都)	他団体と共催や後援事業を実施し、再就職支援や仕事と家庭の両立を支援するセミナーを開催する。
施策ごとの評価平均値								3.0		

施策⑬:働く場における男女平等の推進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
37	女性が能力を発揮しやすい職場づくりのための情報提供、普及・啓発	雇用形態が多様化する中で、働き方の違いにより賃金や処遇に不利益が生じないよう、労働相談情報センターとの連携を図りながら、事業者に対し雇用均等促進の情報や資料の提供を行い、「セクハラ防止」「同一価値労働の男女及び正規・非正規の賃金格差解消」について、理解が深められるよう啓発を進めます。	59	男女平等推進センター	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催し、時宜を得た講演を実施する。</p> <p>○企業同士の交流会や企業向け労働相談会を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の周知を行う。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。</p> <p>○情報・交流コーナーに働く人向けの宣伝コーナーを設けて資料の提供を行う。</p>	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス講演会)を実施する。</p> <p>○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p>	<p>○ネットワークミーティング開催実績【テーマ】アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)を学び、風通しの良い働きやすい職場を目指そう(共催:東京都労働相談情報センター池袋事務所)</p> <p>【日時】①9月5日 ②9月12日</p> <p>【参加者】①48名 ②35名 合計83名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連講座開催実績</p> <p>①【講座名】ライフデザイン講座～自分らしい「暮らし・働き方・お金のバランス」を考えよう！～</p> <p>【日時】3月22日</p> <p>【内容】理想のライフスタイルを実現するための、ライフプランニングについて学ぶ。</p> <p>【参加者】17名</p> <p>②【講座名】ライフとワークを考えよう！～家族と共に自分が輝く生き方のススメ～(共催:Sourire Project(エポック10登録団体))</p> <p>【日時】9月10日</p> <p>【内容】働くことと家族の関係、自分の将来について考える。経済的自立、社会とのつながり、自己成長や、自己実現、夢をもつことなど、グループワークを交えて考える。</p> <p>【参加者】18名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の主な周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島法人会会報誌「チラシ折込」掲載</li> <li>・豊島産業協会「豊島産協ニュース」掲載</li> <li>・としまピンサボ通信Vol.99掲載</li> <li>・介護保険事業者向け情報サイト「ケア倶楽部」掲載</li> <li>・チームとしま所属企業訪問、事業周知(3社)</li> <li>・チームとしまHP「ナレッジシェア」掲載</li> <li>・健康経営優良法人セミナーチラシ配架</li> </ul> <p>○認定制度、助成金情報等に関するメールマガジン配信実績 2回</p>	5	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連の区民向け講座を実施する。</p> <p>○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○チームとしま所属企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査の過程で、女性活躍の取組に力を入れている企業を把握し、取材を行って、取組内容を周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p>	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連の区民向け講座を実施する。</p> <p>○法人会や関連団体の会報誌や情報サイト、メールマガジン等で、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○チームとしま所属企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を区内企業に周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査の過程で、女性活躍の取組に力を入れている企業を把握し、取材を行って、取組内容を周知する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p>
			60	産業振興課	<p>産業振興課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの月報、講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力した。</p> <p>・相談機関の周知に協力した。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力した。</p>	3	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p>
施策ごとの評価平均値								4.0		

施策の方向5:家庭生活と仕事の両立支援										
施策⑭:ワーク・ライフ・バランスの推進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
39	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、普及・啓発の実施	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を区HPや広報等で紹介するとともに、東京都労働相談情報センターや区内関係団体等と連携しながら、企業・区民に対してワーク・ライフ・バランスを促進・啓発します。	61	男女平等推進センター	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス推進事業)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業に対し、法改正や補助金等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度を実施する。</p> <p>○区HP「ワーク・ライフ・バランスの推進」の項目に関係情報を掲載する。</p>	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランスフォーラム(区民向けのワーク・ライフ・バランス講演会)を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書授与式の開催</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の募集・審査を行う。</p> <p>※更新に係る事業者負担軽減のため、令和6年4月1日認定企業より認定期限延長2年→3年</p>	<p>○ネットワークミーティング開催実績【テーマ】アンコンシャスバイアス(無意識の思い込み)を学び、風通しの良い働きやすい職場を目指そう(共催:東京都労働相談情報センター池袋事務所)</p> <p>【日時】①9月5日 ②9月12日</p> <p>【参加者】①48名 ②35名 合計83名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連講座開催実績</p> <p>①【講座名】ライフデザイン講座～自分らしい「暮らし・働き方・お金のバランス」を考えよう！～</p> <p>【日時】3月22日</p> <p>【内容】理想のライフスタイルを実現するための、ライフプランニングについて学ぶ。</p> <p>【参加者】17名</p> <p>②【講座名】ライフとワークを考えよう！～家族と共に自分が輝く生き方のススメ～(共催:Sourire Project(エポック10登録団体))</p> <p>【日時】9月10日</p> <p>【内容】働くことと家族の関係、自分の将来について考える。経済的自立、社会とのつながり、自己成長や、自己実現、夢をもつことなど、グループワークを交えて考える。</p> <p>【参加者】18名</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定書授与式を1月17日に開催し、授与式のほか、関連法規の改正についての解説や、新規認定企業の取り組み紹介を行った。</p> <p>○認定制度、助成金情報等に関するメールマガジン配信実績 2回</p> <p>○第16期ワーク・ライフ・バランス推進企業(令和7年4月1日～令和10年3月31日)31社(内新規5社)認定。</p>	4	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連の区民向け講座を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の募集・審査を行う。また、審査項目を見直し、女性活躍の取組の比重を増やす。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請対象企業の範囲拡大について検討を行う。</p>	<p>○ネットワークミーティング(企業向けのワーク・ライフ・バランス推進事業セミナー)を開催する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス関連の区民向け講座を実施する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業へ助成金や企業向けセミナー、法改正等の情報をメールマガジンで配信する。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の募集・審査を行う。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の申請範囲拡大を行う。(令和7年度～)</p>
			62	産業振興課	<p>産業振興課(としまビジネスサポートセンター)PRコーナーにおいて、ハローワーク池袋、東京しごとセンター等からの普及パンフレットや講習会の開催チラシ等を配置し、情報提供活動を行う。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力した。</p> <p>・相談機関の周知に協力した。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力した。</p>	3	<p>・関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p> <p>・相談機関の周知に協力する。</p> <p>・東京都労働相談情報センター街頭労働相談事業を後援し、周知に協力する。</p>	<p>関係機関からの要請によりチラシ配架等での周知に協力する。</p>
施策ごとの評価平均値								3.5		

施策の方向6:政策・方針決定過程における男女共同参画の推進										
施策⑬:政策・方針決定の場への女性の積極的な登用										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
48	男女共同参画の啓発事業の推進	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	63	男女平等推進センター	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○情報誌「えぼっく・めいカー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。	○保育付きで講座を開催。また、一部講座では、土日や夜間時間帯、オンラインで開催し、参加しやすい学習の機会を提供した。 ○ホームページやメールマガジン、Xを活用し、広報活動を実施した。 ○区民と協働で企画し、情報誌「えぼっく・めいカーNO.53」を発行した。 ○アンコンジャスバイパス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の配付 ○大正大学2年生の講義に参画。学生が企画したアンコンジャスバイパス周知ポスターで周知啓発を実施	5	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいカー」を発行する。
49	審議会における女性参画の推進	区の審議会における委員の構成について、女性の登用を促進し、男女どちらかの性が40%を下回らないようにします。	64	企画課	審議会等設置状況等調査:附属機関等の委員公募等に関する基本方針において、「女性委員の積極的な登用を推進し、男女いずれか一方が40%未満となることがないように努める。」とし、平成13年4月1日から適用している。これに基づき、全庁対象に女性委員の選任状況を調査するとともに、政策・方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう呼びかける。	審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。 また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。	令和5年5月に審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握。令和5年4月1日時点の女性委員比率は41.0%。また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知した。	3	審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。 また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。	毎年審議会等設置状況調査を実施し、女性委員の選任状況を把握する。 また、調査時に、委員の改選や審議会等の設置、再開等の際には、女性委員を積極的に登用するよう周知する。
			65	男女平等推進センター	○全課に対し、審議会等の女性委員比率改善に向けた取組強化について依頼する。 ○審議会等新設時・改選時には、委員選定の予定及び結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求め、女性委員比率が目標値に達するよう努める。また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。	審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。	審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求めた。	3	審議会等新設時・改選時には、委員選定前に委員の男女比率の予定を男女平等推進センター、総務部長へ協議し、委員選定終了の際には結果を男女平等推進センター、総務部長へ報告することを求める。また、目標未達であった場合は、未達の理由及び次期改選に向けた対応策も併せて報告を求める。	引き続き、審議会等新設・改選時の事前協議および決定報告を各課へ求めていく。 また、令和8年度までに女性比率50%達成を目標に、各課に対し女性委員比率改善に向けた取組を依頼する。
施策ごとの評価平均値								3.7		

<目標3>すべての人が男女共同参画を学び、行動できるまち

施策の方向7:学習・啓発による男女共同参画意識の向上										
施策⑳:子どもに対する男女平等教育・学習の推進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
53	男女平等教育の推進	男女平等教育を教育指導の重点項目に盛り込むとともに、教職員の男女共同参画意識を高め、幼児を含めた子どもに対する男女共同参画の意識付けを保護者の協力も得ながら推進していきます。	66	男女平等推進センター	区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを作成・配布する。	○区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布する。 配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生	○7月に区内小学校の児童へ「子どものための豊島区男女共同参画推進条例」リーフレットを配布した。 配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生 ○リーフレットの内容を見直し、条例をはじめ、ジェンダー関連課題の小学生向け啓発リーフレットを作成した(見直し後のリーフレットは令和7年度より配布)	5	○区内小学校の児童へジェンダー啓発リーフレットを配布する。 配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生	○区内小学校の児童へジェンダー啓発リーフレットを配布する。 配布先:区立小学校22校に在籍する小学4年生
			67	子ども若者課	男女平等を含めた子どもの権利に関する学習プログラムを、区立小中学校のうち実施を希望する学校にて実施する。	実施を検討する学校が増加していることから、子どもの権利擁護委員だけでなく、子どもの権利相談員による講座を実施し、希望校全校で開催する。	子どもの権利擁護委員、子どもの権利相談員を講師として派遣し、希望のあった区立小中学校14校において、子どもの権利に関する出張講座を実施した。	3	実施希望のあった学校での開催だけでなく、学校での授業以外の形で子どもの権利に関する普及・啓発を進めていくための仕組み作りを検討する。	実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。
			68	保育課	○子どもの権利や創作・体験型の活動プログラム等を通じ、男女共同参画の意識付けを図っている。 ○豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。	○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付した。 ○各種イベント時に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。 ○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。	○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付した。 ○イベント時に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。 ○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図った。	3	○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。 ○各種イベント時等に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。 ○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を各年度、区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。	○保育の中での男女共同参画の実践につなげるため、保育施設に対し、豊島区保育の質ガイドラインやその普及版を送付する。 ○各種イベント時等に豊島区保育の質ガイドラインの普及版を配布し、保護者の理解促進に取り組む。 ○子どもへの暴力防止プログラム(CAP)を各年度、区立保育園2園で実施予定。教職員、保護者、子どもに特化したワークショップを別日程で開催し、子どもの権利について意識付けを図る。
			69	指導課	男女平等教育を含めた人権教育の推進(教育委員会の基本方針に、人権教育の推進を位置付けている。)(人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を図る教育の推進を図る。)	・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。 ・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。	・人権教育研修において、男女平等センター所長を講師とした教員研修を行った。 ・学校安全教育研修において、生命の安全教育と関連付けた教員研修を外部団体を講師として行った。	3	・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。 ・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。	・男女平等、性の多様性をテーマとした教員研修を実施する。 ・「生命の安全教育」と関連付けた人権教育の実践に向け教員研修を実施する。
施策ごとの評価平均値								3.5		

施策⑳:家庭・地域・職場における男女平等意識の普及・啓発										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
48	男女共同参画の啓発事業の推進(再掲)	男女平等や男女共同参画社会の実現に関する講座・講演会の実施、啓発誌の発行などにより、男女平等意識の普及・啓発を進めます。	70	男女平等推進センター	○講座は、ワークショップやオンライン等開催形式を工夫したり、対象者に配慮した時間帯の設定、参加者に応じて保育付きで実施するなど、参加しやすい学習の場・機会を提供する。 ○情報誌「えぼっく・めいかー」の発行 ○多くの区民の参画が図られるよう、運営委員会、参加者アンケートの意見をもとに様々な区民ニーズに応じた男女共同参画の啓発講座を実施する。 ○ホームページ等を活用し広報活動を充実する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で情報誌「えぼっく・めいかー」を発行する。	○保育付きで講座を開催。また、一部講座では、土日や夜間時間帯、オンラインで開催し、参加しやすい学習の機会を提供した。 ○ホームページやメールマガジン、Xを活用し、広報活動を実施した。 ○区民と協働で企画し、情報誌「えぼっく・めいかーNO.53」を発行した。 ○アンコンジャスバイアス周知チラシ「気づこう！無意識の思い込み」の配付 ○大正大学2年生の講義に参画。学生が企画したアンコンジャスバイアス周知ポスターで周知啓発を実施。	5	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で情報誌「えぼっく・めいかー」を発行する。	○対面講座やオンライン講座など、対象となる方が参加しやすい講座を開催する。 ○若年層が参加しやすいテーマ、会場などを考えて企画する。 ○区民と協働で講座を企画し、情報誌「えぼっく・めいかー」を発行する。
施策ごとの評価平均値								5.0		

施策の方向8:地域活動における男女共同参画の推進										
施策㉑:自主的な活動への支援とネットワーク化の推進										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
62	男女共同参画に関する活動をすすめる自主的な団体に対する支援	男女共同参画社会の実現に向けて活動している団体等に活動場所の提供などの支援を行い、その活動の活性化と交流の促進を図ります。	71	男女平等推進センター	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度を活用し、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ・6月7日～9日「エポック10フェスタ2024」参加団体数:20 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	○男女共同参画社会の実現を図る団体に対して、活動場所や情報提供の支援を行った。 新規登録団体数:2(合計65団体) ○エポック10フェスタの開催のため、支援し、登録団体間での交流の促進を図った。 ・6月7日～9日「エポック10フェスタ2024」今、声をあげ 動くとき～参加団体数:20 ○エポック10登録団体10団体と共催事業を10回実施した。(I女性会議豊島支部、青い空OBR、親業を学ぶ会「架け橋」、カネミ油症関東連絡会、Sourire Project、特定非営利活動法人特別養子縁組支援グミの会サポート、豊島区学童保育連絡協議会、豊島区助産師会、ライフデザインラボ、立教大学校友会レディスクラブ)	3	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度をお知らせし、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ・6月13日～15日「エポック10フェスタ2025」参加団体数:20 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	○男女共同参画社会の形成を目指して、学習活動、催しなどを行い、今後活動を計画している団体やグループを対象に団体登録制度をお知らせし、活動場所や情報提供の支援を行う。 ○エポック10フェスタの開催のための支援をする。 ○エポック10登録団体と共催事業を実施する。	
施策ごとの評価平均値								3.0		

プランの積極的な推進										
施策㉒:エポック10(豊島区男女平等推進センター)機能の充実										
事業番号	事業名	事業の内容	通番号	所管課	具体的な取組	令和6年度の実施予定	令和6年度の実施状況	所管課評価	令和7年度の実施予定	令和8年度までの実施予定
67	男女共同参画拠点施設としての男女平等推進センターの充実	広範・多岐にわたる男女共同参画施策を総合的に推進するために、各所管課が行っている計画事業の進捗状況のチェックや総合調整を行う機能を持った専管組織の一層の充実に努めています。	72	男女平等推進センター	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会(庁内組織)」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次としま男女共同参画推進プランの「重点的な取り組み」に指定した事業について、実績評価を行う。	○運営委員会の開催予定 計4回 (4月16日、7月22日、10月、1月) ○男女共同参画推進委員会の開催予定 計4回 (7月、8月、9月、1月) ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催予定 計7回(5月17日、7月19日、9月、10月、11月、1月、3月) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:4月10日～4月25日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和5年度の実施状況と所管課評価、令和6年度および令和8年度までの実施予定について	○運営委員会の開催実績 計4回 (4月16日、7月22日、10月15日、1月10日) ○男女共同参画推進委員会開催実績 計4回 (7月2日、8月29日、10月24日、1月21日) ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催実績 計6回(5月17日、7月19日、9月13日、11月1日、2月7日、3月17日) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:4月10日～4月25日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和5年度の実施状況と所管課評価、令和6年度および令和8年度までの実施予定について	3	○運営委員会の開催予定 計4回 (4月18日、7月18日、10月、1月) ○男女共同参画推進委員会の開催予定 1回 11月～12月 ○男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会の開催予定 計2回(6月20日、12月) ○第5次としま男女共同参画推進プラン実施状況調査 調査期間:5月9日～5月22日 調査内容:「第5次としま男女共同参画推進プラン」にて、「重点事業」となっている各事業の令和6年度の実施状況と所管課評価、令和7年度および令和8年度までの実施予定について	○審議会等の運営 「男女平等推進センター運営委員会」 「男女共同参画推進委員会(庁内組織)」 「男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会」 ○毎年、第5次としま男女共同参画推進プランの「重点事業」および評価指標の最新値について実績評価を行う。
施策ごとの評価平均値								3.0		
全重点事業の評価平均値								3.3		